

## 矛盾

# 憲法解釈の変更には限界 物議醸す「集団的自衛権」

本誌・福田恵介



安倍晋三首相は5月15日の会見で日本の安全保障を大転換する方針を提示した

時事

**武** 力で他国を守る「集団的自衛権の行使」容認を急ぐ安倍晋三政権。私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告書を受けて、自民党は連立与党の公明党と協議を始めた。

ただ、「解釈」での行使容認は、憲法と現実の間をさらに乖離させるおそれがある。これまででも日本国憲法第9条は、現実との矛盾を拡大させてきた。「戦争の放棄」（第1項）と「陸海空軍その他の戦力や交戦権の放棄」（第2項）は、自衛隊という名の世界有数の陸海空軍の存在がある以上、現実とまったくかみ合わない内容だ。

さらに、多くの日本人が気づいていない部分がある。「日本語で書かれた戦力とは war potential。」の意味は広い」と『ジェーンズ・デイ フェンス・ウィークリー』東京特派員の高橋浩祐氏は指摘する。「GHQ憲法起草者の証言では、造兵廠や戦争に使用される可能性のある工場を含んでいる」。

それは当然だろう。ある海上自衛隊幹部は「私が敵国側であれば、潜水艦を製造するドックがある神戸を攻撃す

る」と言う。神戸には日本で潜水艦を製造しうる三菱重工業と川崎重工業のドックが肩を並べている。日本の潜水艦建造レベルは世界でもトップ級。「戦争時には強敵となる潜水艦の工場をたたくのが先決」とこの幹部は説明する。

戦力とは実際の軍隊のことと考えがちだが、このような工場も含めての戦力なのだ。前述の2社をはじめ装甲車や製造するコマツなどの装備メーカーなど、憲法では放棄しなくてはならない戦力を持っている企業が多い。この点だけでも、憲法との矛盾は極めて深刻だ。

それでも、これまでは一定の足かせがあった。「自衛のための最小限」の兵器しか持たないというルールの下で調達や製造がなされており、長距離爆撃機、攻撃型空母などは持たなかった。

今後、いざ集団的自衛権を行使するとなれば、それに備えた「攻撃型兵器」の調達も視野に入ってくるだろう。となると、現行憲法との矛盾は、さらに広がる。政権交代により解釈が変わるリスクもあり、その場合の混乱は著しい。「解釈」で憲法の趣旨を変えるやり方は、もはや限界である。

IK